

令和6年度 出資法人経営評価表

法人名	公益財団法人 系賀一雄記念財団
-----	-----------------

1 人員、県の人的関与の状況

(単位：人)

①会員の状況（一般・公益社団法人のみ）		R4年度	R5年度	R4→R5増減				
②役員の状況		R4年度	R5年度	R4→R5増減	R6年度			
評議員総数		4	4		4			
	うち県職員（特別職を含む。）							
	うち県退職職員（OB）							
理事総数		12	12		12			
	うち県職員（特別職を含む。）	2	1	△ 1	1			
	うち県退職職員（OB）	1	2	1	2			
	うち常勤役員数	1	1		1			
	うち県退職職員（OB）	1	1		1			
監事総数		2	2		2			
	うち県職員（特別職を含む。）							
	うち県退職職員（OB）							
	うち常勤監事数							
	うち県退職職員（OB）							
報酬額・年齢								
常勤役員の平均年齢								
常勤役員の平均報酬（年額）（千円）								
役員の報酬総額（年額）（千円）								
③職員の状況		R4年度	R5年度	R4→R5増減	R6年度			
職員総数		2	2		2			
	常勤職員							
	プロパー職員							
	うち県退職職員（OB）							
	県等からの派遣職員							
	うち県派遣職員							
	臨時・嘱託職員							
うち県退職職員（OB）								
非常勤職員	2	2		2				
うち県派遣職員								
うち県退職職員（OB）								
プロパー職員の平均年齢								
プロパー職員の平均給与（年額）（千円）								
職員の給与総額（年額）（千円）		3,034	2,952	△ 82				
プロパー職員の年代別職員数		10代	20代	30代	40代	50代	60代～	合計
(令和6年度当初実数)								

2 県の財政的関与の状況

(単位：千円)

項 目		R4年度	R5年度	R4→R5増減	R6年度	備考(R6内訳)
県からの年間収入額	補助金					
	事業費補助金					
	運営費補助金	8,759	8,759		8,759	系賀一雄記念財団運営費補助金8,759千円
	負担金					
	委託料	3,015	3,213	198	3,415	共生社会づくりリーダー等養成事業委託料3,415千円
その他						
合計	11,774	11,972	198	12,174		
年度末残高	県からの借入金					
	県からの損失補償・債務保証					
短期貸付金の金額（期間中の県からの借入れで、同一年度に貸付けと返済の双方が行われるもの）						

3 評価

区分	評価項目	評価内容	該当項目に○			出資法人の所見	県の所見
			R3	R4	R5		
効果性	中期経営計画、年度目標の策定	中期経営計画、年度目標とも策定している。 中期経営計画のみ策定している。 年度目標のみ策定している。 策定していない。	○	○	○	平成28年度から5年間の中期経営計画に沿い、目標達成に向けた事業展開を行ってきた。特に、国委託の「共生社会等に関する基本理念等普及啓発事業」は、糸賀思想に通じる、人の命や尊厳の大切さを発信する社会情勢に適合した意義深い事業で、全国の関係機関や団体とのネットワークづくりが進むとともに、様々な関係者や団体からの福祉や共生社会についての意見やニーズの把握に繋がった。こうした取組の成果や課題を踏まえ、令和3年度から5年間の第二次中期経営計画を策定した。今後、人の尊厳の輝きを認め合い共に生きる社会の実現に向け、教育や医療、経済分野等とのさらなる共感、連携を進め、賛助会員数の増等による自主財源の確保による自主的・主体的な運営および持続的な経営の安定を目指す。 【中期経営計画の主な成果指標の達成状況】 ①未求賞応募数: 8件[目標: 20件] ②個人の賛助会員数: 94人[目標: 185人] ③企業等福祉分野以外団体の賛助会員数: 6団体[目標: 40団体] ④県の出資比率: 35.0%[目標: 33.3%]	第二次中期経営計画の3年目として県の出資比率においては令和4年度より良い数値となっており、未求賞応募者数についても令和4年度より増加している。個人の賛助会員は3人増加、企業等の賛助会員は2団体減少であるため、令和7年度の達成に向け一層の努力が求められる。 令和6年度においても「共生社会等に関する基本理念等普及啓発事業」を国から継続して受託しており、当該事業による普及啓発や人材育成の成果を訴求することで、今後、賛助会員数の増加と県の出資比率低減が図られるよう、県として必要な助言、指導を行っている。
	事業活動の社会情勢への適合性	全ての事業が社会情勢に適合し、その意義は大きい。 社会情勢に照らして意義が薄れてきた事業がいくつかある。 社会情勢に照らして意義の薄れてきた事業が多くある。	○	○	○		
	活動の成果の達成度	活動について成果目標を定め、目標以上に達成している。 活動について成果目標を定め、目標どおり達成している。 活動について成果目標を定め、概ね目標どおりに達成している。 活動について成果目標を定め、達成しているものもあるが、十分ではない。 活動について成果目標を定めていない。	○	○	○		
	住民、関係者等のニーズの把握状況	多様な調査を実施し、積極的にニーズの把握に努めている。 ニーズを把握するための手段を講じている。 具体的な取組はしていない。	○	○	○		
効率性	経常費用に占める管理費の状況	管理費比率が2期連続で減少した。 管理費比率が前期に比べ減少した。 管理費比率が前期に比べ増加した。 管理費比率が2期連続で増加した。	○	○	○	役員は、無報酬とし、管理費は、効率性を意識して、最小限の経費に抑えている。 引き続き、効率性を意識した公益事業の推進に努めるとともに、賛助会員の計画的な募集等により、経常収益の増加に努める。	令和5年は前年度に比べ管理費比率が増加した。これは、国受託事業の減少により事業費が減少したことなどが主な要因であり、引き続き効率性を意識して、経費の縮減に取り組んでいる。 県としては、効率的な運営と経常収益の増加につなげていくよう、引き続き指導を行っている。
	経常収益・費用の比率	経常収益が2期連続で経常費用を上回った。 経常収益が、当期は経常費用を上回った。 経常収益が、当期は経常費用を下回った。 経常収益が、2期連続して経常費用を下回った。	○	○	○		
健全性	債務超過の状況	当期末において債務超過でない。 2期連続で改善した。 前期に比べ改善した。 前期に比べ悪化した。 2期連続で悪化した。	○	○	○	正味財産期末残高の2期連続減少については、国事業の受託実施に伴い、円滑かつ効果的な啓発事業実施のために、昨年度に引き続き、基本財産の取り崩しを行ったことによるものである。 また、借入金については、昨年度と同様、国受託事業の委託料が事業年度の終了後でないと交付されない状況から、法人運営資金として、短期の一時借入を行ったものである。 なお、国事業の実施にあたっては、フォーラム開催地関係機関・団体の人的および経済的な支援を求めるなど、経費削減に工夫して実施しており、財務状況は、一定の健全性が保たれている。 引き続き、財務の健全性を維持するとともに、持続可能な事業実施が可能となるよう、啓発事業収入や賛助会費、寄附金収入の増加など、自主財源確保に努める。	正味財産期末残高が2期連続して減少しているが、国事業受託実施に伴う円滑かつ効果的な啓発事業実施のため基本財産の取り崩しを行ったことによるものであり、令和6年度の事業実施にあたっては、事業の経費削減について検討されており、財務状況は一定の健全性を確保できている。 引き続き財務の健全性を維持するとともに、自主的・主体的な財団運営のもと充実した事業活動が行えるよう、自主財源確保に向けた取組の強化が求められる。
	正味財産期末残高の状況	2期連続で増加した。 前期に比べ増加した。 前期に比べ減少した。 2期連続で減少した。	○	○	○		
	累積欠損金の状況	当期末において累積欠損金はない。 累積欠損金は、2期連続で減少した。 累積欠損金は、前期に比べ減少した。 累積欠損金は、前期に比べ増加した。 累積欠損金は、2期連続で増加した。	○	○	○		
	短期的支払い能力の状況	流動比率は、2期連続で100%以上であった。 流動比率は、当期は100%以上であった。 流動比率は、当期は100%未満であった。 流動比率は、2期連続で100%未満であった。	○	○	○		
	借入金依存率の状況	当期末において借入金はない。 2期連続で低下した。 前期に比べ低下した。 前期に比べ上昇した。 2期連続で上昇した。	○	○	○		

区分	評価項目	評価内容	該当項目に○			出資法人の所見	県の所見				
			R3	R4	R5						
自立性	知事・副知事の代表者への就任状況	知事・副知事が法人の代表者へ就任していない	○	○	○						
		知事・副知事が法人の代表者へ就任している									
	県派遣職員の状態	当期末において県派遣職員はない	○	○	○			事務局の職員体制は、非常勤の県退職職員2名、臨時職員1名、パート職員1名の、4名体制(役員兼職員1名を含む。)で業務執行を図ってきたが、令和3年度からは、非常勤の県退職職員2名が退職し、常勤の県退職職員1名、非常勤の臨時職員1名、パート職員1名の3名体制(役員兼職員1名を含む。)となった。 なお、糸賀思想は、“福祉滋養”を推進するうえでの基本的な実践的理論であり、滋養が全国に発信すべき根源的価値であるとの基本認識を県行政との間において常に共有し、協力、協働関係を維持していく。	財団設立の経緯を含め、県行政との的確な連携が必要な団体であり、県退職職員の就任状況は妥当であると判断される。		
		常勤職員に占める県派遣職員の割合が前期に比べ低下した。 常勤職員に占める県派遣職員の割合は前期と概ね同程度 常勤職員に占める県派遣職員の割合が前期に比べ上昇した。									
	県退職職員の就任状況	当期末において県退職職員はない								平成30年度からの国事業の受託により、経常収益に占める県の財政支出割合は大幅に減少したが、国事業縮小の影響を受け、県財政支出の割合が上昇した。(平成29年度84.7%、平成30年度39.8%、令和元年度46.6%、令和2年度48.9%、令和3年度53.4%、令和4年度56.5%、令和5年度62.6%) 今後においても啓発事業収入や賛助会費、寄附金収入の増加など自主財源の確保に努め、自主的・主体的運営への転換を図っていく。	県からの財政支出として、①「糸賀一雄記念財団運営費補助金」(R5:8,759千円)、②「共生社会づくりリーダー等養成事業委託料」(R5:3,213千円)を支出している。 財団の第二次中期経営計画において、賛助会員の増加および県の出資比率の低下に向けた成果指標を設定しており、自主的・主体的運営を目指し、自主財源の確保等の取組を組織的、計画的に進める必要がある。
		常勤職員に占める県退職職員の割合が前期に比べ低下した。 常勤職員に占める県退職職員の割合は前期と概ね同程度 常勤職員に占める県退職職員の割合が前期に比べ上昇した。	○	○	○						
県財政支出の状況	当期末において県の財政支出はない。				平成30年度からの国事業の受託により、経常収益に占める県の財政支出割合は大幅に減少したが、国事業縮小の影響を受け、県財政支出の割合が上昇した。(平成29年度84.7%、平成30年度39.8%、令和元年度46.6%、令和2年度48.9%、令和3年度53.4%、令和4年度56.5%、令和5年度62.6%) 今後においても啓発事業収入や賛助会費、寄附金収入の増加など自主財源の確保に努め、自主的・主体的運営への転換を図っていく。	県からの財政支出として、①「糸賀一雄記念財団運営費補助金」(R5:8,759千円)、②「共生社会づくりリーダー等養成事業委託料」(R5:3,213千円)を支出している。 財団の第二次中期経営計画において、賛助会員の増加および県の出資比率の低下に向けた成果指標を設定しており、自主的・主体的運営を目指し、自主財源の確保等の取組を組織的、計画的に進める必要がある。					
	経常収益に占める県の財政支出の割合が2期連続で低下した。 経常収益に占める県の財政支出の割合が前期に比べ低下した。 経常収益に占める県の財政支出の割合が前期に比べ上昇した。 経常収益に占める県の財政支出の割合が2期連続で上昇した。	○	○	○							
短期貸付金の金額(期間中の県からの借入れで、同一年度に貸付けと返済の双方が行われるもの)の状況	当期間中において県の短期貸付けはない	○	○	○			平成30年度からの国事業の受託により、経常収益に占める県の財政支出割合は大幅に減少したが、国事業縮小の影響を受け、県財政支出の割合が上昇した。(平成29年度84.7%、平成30年度39.8%、令和元年度46.6%、令和2年度48.9%、令和3年度53.4%、令和4年度56.5%、令和5年度62.6%) 今後においても啓発事業収入や賛助会費、寄附金収入の増加など自主財源の確保に努め、自主的・主体的運営への転換を図っていく。	県からの財政支出として、①「糸賀一雄記念財団運営費補助金」(R5:8,759千円)、②「共生社会づくりリーダー等養成事業委託料」(R5:3,213千円)を支出している。 財団の第二次中期経営計画において、賛助会員の増加および県の出資比率の低下に向けた成果指標を設定しており、自主的・主体的運営を目指し、自主財源の確保等の取組を組織的、計画的に進める必要がある。			
	県の短期貸付けの額が2期連続で減少した。 県の短期貸付けの額が前期に比べ減少した。 県の短期貸し付けの額が前期と同額である。 県の短期貸付けの額が前期に比べ増加した。 県の短期貸付けの額が2期連続で増加した。	○	○	○							
損失補償の状況	当期末において県の損失補償・債務保証はない	○	○	○					平成30年度からの国事業の受託により、経常収益に占める県の財政支出割合は大幅に減少したが、国事業縮小の影響を受け、県財政支出の割合が上昇した。(平成29年度84.7%、平成30年度39.8%、令和元年度46.6%、令和2年度48.9%、令和3年度53.4%、令和4年度56.5%、令和5年度62.6%) 今後においても啓発事業収入や賛助会費、寄附金収入の増加など自主財源の確保に努め、自主的・主体的運営への転換を図っていく。	県からの財政支出として、①「糸賀一雄記念財団運営費補助金」(R5:8,759千円)、②「共生社会づくりリーダー等養成事業委託料」(R5:3,213千円)を支出している。 財団の第二次中期経営計画において、賛助会員の増加および県の出資比率の低下に向けた成果指標を設定しており、自主的・主体的運営を目指し、自主財源の確保等の取組を組織的、計画的に進める必要がある。	
	県の損失補償・債務保証の額が2期連続で減少した。 県の損失補償・債務保証の額が前期に比べ減少した。 県の損失補償・債務保証の額が前期と同額である。 県の損失補償・債務保証の額が前期に比べ増加した。 県の損失補償・債務保証の額が2期連続で増加した。	○	○	○							
透明性	情報公開規程の整備状況	規程を整備している。	○	○	○	財団事業運営の透明性を図るべく、財団ホームページ等で活動内容や財務状況等に関する情報を公開している。 また、会計処理に当たっては、税理士の定期的な指導や助言を受け、適正な処理に努めている。 なお、情報公開規程については、平成30年度に整備し、令和元年度から施行している。					財務諸表の作成など会計処理に関して専門家の助言を受け、適切に行われている。 県民が情報を入手することができるよう、事業計画や事業報告を財団ホームページで公開し、透明性が確保されている。 情報公開規定の整備もされており、適切な運用が求められる。
		規程を設けていない。									
	情報公開の実施状況	規程を設けていない(県の資本金等の割合が1/2未満)。					財団事業運営の透明性を図るべく、財団ホームページ等で活動内容や財務状況等に関する情報を公開している。 また、会計処理に当たっては、税理士の定期的な指導や助言を受け、適正な処理に努めている。 なお、情報公開規程については、平成30年度に整備し、令和元年度から施行している。	財務諸表の作成など会計処理に関して専門家の助言を受け、適切に行われている。 県民が情報を入手することができるよう、事業計画や事業報告を財団ホームページで公開し、透明性が確保されている。 情報公開規定の整備もされており、適切な運用が求められる。			
		ホームページ等により不特定の者に対し情報公開を行っている。 不特定の者に対し情報公開を行っていない。	○	○	○						
	文書管理規程の整備状況	規程を整備している。	○	○	○				財団事業運営の透明性を図るべく、財団ホームページ等で活動内容や財務状況等に関する情報を公開している。 また、会計処理に当たっては、税理士の定期的な指導や助言を受け、適正な処理に努めている。 なお、情報公開規程については、平成30年度に整備し、令和元年度から施行している。	財務諸表の作成など会計処理に関して専門家の助言を受け、適切に行われている。 県民が情報を入手することができるよう、事業計画や事業報告を財団ホームページで公開し、透明性が確保されている。 情報公開規定の整備もされており、適切な運用が求められる。	
		規程を設けていない。									
文書管理の実施状況	規程を設けていない(県の資本金等の割合が1/2未満)。				財団事業運営の透明性を図るべく、財団ホームページ等で活動内容や財務状況等に関する情報を公開している。 また、会計処理に当たっては、税理士の定期的な指導や助言を受け、適正な処理に努めている。 なお、情報公開規程については、平成30年度に整備し、令和元年度から施行している。	財務諸表の作成など会計処理に関して専門家の助言を受け、適切に行われている。 県民が情報を入手することができるよう、事業計画や事業報告を財団ホームページで公開し、透明性が確保されている。 情報公開規定の整備もされており、適切な運用が求められる。					
	情報公開の資料に係る文書の作成、整理、保存等を行っている。 情報公開の資料に係る文書の作成、整理、保存等を行っていない。	○	○	○							
会計専門家の関与状況	作成した財務諸表について、会計監査人監査を受けている、または、財務諸表の作成過程で、会計の専門家の指導・助言を受けている。	○	○	○			財団事業運営の透明性を図るべく、財団ホームページ等で活動内容や財務状況等に関する情報を公開している。 また、会計処理に当たっては、税理士の定期的な指導や助言を受け、適正な処理に努めている。 なお、情報公開規程については、平成30年度に整備し、令和元年度から施行している。	財務諸表の作成など会計処理に関して専門家の助言を受け、適切に行われている。 県民が情報を入手することができるよう、事業計画や事業報告を財団ホームページで公開し、透明性が確保されている。 情報公開規定の整備もされており、適切な運用が求められる。			
	会計の専門家による監査・指導・助言等は受けていない。										
業務監査の実施状況	業務監査を実施している。	○	○	○					財団事業運営の透明性を図るべく、財団ホームページ等で活動内容や財務状況等に関する情報を公開している。 また、会計処理に当たっては、税理士の定期的な指導や助言を受け、適正な処理に努めている。 なお、情報公開規程については、平成30年度に整備し、令和元年度から施行している。	財務諸表の作成など会計処理に関して専門家の助言を受け、適切に行われている。 県民が情報を入手することができるよう、事業計画や事業報告を財団ホームページで公開し、透明性が確保されている。 情報公開規定の整備もされており、適切な運用が求められる。	
	業務監査を実施していない。										

	出資法人の総合的評価・対応	県による総合的評価・対応		
事業に関する事項	障害者をはじめ社会的障壁による「生きづらさ」を抱えた人やその家族が生涯にわたり安心して生活することができる福祉社会の実現が求められている中、表彰事業や県および国からの受託事業の実施により、糸賀思想の普及啓発の推進や今の時代に求められる福祉の人づくり・意識づくりの推進が図られた。特に、国からの受託事業は、全国の福祉実践者との交流やネットワークづくりにつながるごとに、福祉支援語り部養成につながり、事業の波及効果が認められた。	障害者と同様に社会的障壁による「生きづらさ」を抱えた人やその家族が安心して生活できる社会の実現への機運が高まる社会情勢に対応した事業展開がなされており、活動の充実が図られている。 国の受託事業の成果を今後の事業に活用し、次の時代の福祉を担う人材育成を行うとともに、福祉以外の分野に対しても共生社会実現に向けた普及啓発活動を積極的に展開されることが期待される。		
財務に関する事項	糸賀思想を学ぶブックレット「ほほえむちから」の頒布や賛助会員、寄附者の募集に取り組んでおり、県の出資比率は低下してきているものの、持続可能な事業実施に至るまでの自主財源の確保に繋がっていない状況にある。今後、組織を上げて、計画的に取り組む必要があるとともに、事業実施に係る関係機関や団体、関係者とのネットワークや企業や教育、医療等の他分野との連携を強化して取り組む必要がある。	啓発資材の作成・頒布、賛助会員(団体)の増加など、自主財源の確保への努力がなされており、県の出資比率は、35.0%と令和5年度の年次目標を達成している。今後は、従前の取組に加え、SDGsに取り組む企業に対し、SDGsの視点を含め糸賀財団から提供できることを考えながら寄付募集を検討するなど、時流に対応した取組を実施し、賛助会員と寄附金収入の拡大を図る等、引き続き県の出資比率等の中期目標を各年次において達成し、自主的・主体的な財団運営ができるよう、さらなる財務体制の強化が必要である。		
行政経営方針実施計画に関する事項 ※実施計画は次頁参照	令和2年度を目標年度とした中期経営計画に基づき取組の成果や課題を踏まえて策定した第二次中期経営計画(令和3年度～令和7年度)に基づき、「普及啓発の推進」「表彰事業の推進」「発信力の強化」「共生社会実現のための取組の推進」「自主財源の確保と持続的な経営の確立」による目標達成に向け、事業の重点化による効果的・効率的な事業実施を図った。県の出資比率の低下は、令和5年度年次目標35.2%に対して実績が35.0%と中期経営計画年次目標を達成するなど、一定の成果がでており、今後とも、人の尊厳を認め合い共に生きる社会の実現を目指すとともに、自主的・主体的な運営および持続的な経営の安定を目指す。	令和3年度から令和7年度を目標年度とする第二次中期経営計画に沿って事業が行われており、県の出資比率の低下へつながっている。令和7年度の目標達成に向け引き続き努力が求められる。		
	実施計画に定める「具体的な取組内容」の進捗状況		実施計画に定める「具体的な取組内容」の進捗状況	
	1 普及啓発の推進 企業向け研修プログラムの開発・実施、ブックレットを活用した啓発・PRの実施 2 表彰事業の推進し ホームページ等によるPRの推進、応募範囲の見直し検討 3 発信力の強化 共生社会フォーラムの全国開催、HP閲覧数の増加 4 共生社会実現のための取組の推進 共生社会フォーラムの実施、共生社会づくりリーダー等養成研修の実施 5 自主財源の確保と持続的な経営の確立 あらゆる機会を通じての賛助会員の募集、市民からの寄附、県出資比率の低下		県としても、理事の所属団体など関係の深い団体とともに事務局を支援。	
	実施計画に定める目標		実施計画に定める目標	左の実績
	2025年度末の目標 ・未来賞応募数 20件 ・個人の賛助会員数185人 ・県の出資比率 33.3% ・企業等福祉分野以外団体の賛助会員数 40団体 ・高校生・大学生の研修受講者数180人 ・共生社会フォーラムの新規開催地数40県 ・共生社会フォーラムの新規共催団体数150団体 ・「福祉支援語り部」養成者数1,000人		2023年度末の実績 ・8件 ・94人 ・35.0% ・6団体 ・197人 ・21県 ・125団体 ・547人	
総合所見	財団の第一次中期経営計画に基づき経営改善に取り組み、一定の成果が出ているものの、自主財源の確保による県の出資比率の低下目標達成には至らなかった。 糸賀思想を学ぶブックレット「ほほえむちから」の頒布による企業や教育、医療関係従事者の研修実施の働きかけや、県および国からの受託事業の実施に伴う関係機関や団体、関係者とのネットワークを基盤としつつ、第二次中期経営計画に基づき、賛助会員や寄附の拡大に努め、財団の自主的・主体的運営および持続的な経営の安定を目指す。	第二次中期経営計画に基づき普及啓発事業や表彰事業等を実施し、国の啓発事業の受託による全国の福祉関係とのネットワークづくりなど、福祉社会の実現に向けた活動に取り組んでいる。また、財政基盤の強化については、個人・団体の賛助会員数の増加と県の出資比率の低下に向け取り組んでいるところである。 県としては、第二次中期経営計画のもと、他団体との連携強化、収益事業の拡大、賛助会員数の増加等が図られ、出資比率の目標値(2025年度末:33.3%)が達成されるよう、同計画の着実な実行を支援する。 糸賀思想は、本県の福祉行政の基本的理念であるとともに、滋賀が全国や世界に発信すべき普遍的思想であることを踏まえ、財団が適切に運営されるよう助言を行っていく。		

【参考資料】

財務諸表等へのリンク

公益財団法人 糸賀一雄記念財団 <http://www.itogazaidan.jp/zaidan/sosiki/index.htm>

※行政経営方針実施計画(2023年度～2026年度)

1.2 公益財団法人糸賀一雄記念財団【担当部署名：健康医療福祉部障害福祉課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	県の「廃止という方針に対し、存続を求める多くの声を受けて、平成 23 年度(2011 年度)に財団が「財団あり方についての報告」を作成、自主的・主体的な運営をめざすこととなり、県としてもこの方針を尊重し、継続して支援を行っている。財団の第二次中期経営計画(令和 3 年度～令和 7 年度(2021 年度～2025 年度)、5 年間)で定める普及啓発事業の充実、表参事業の推進、発信力の強化、共生社会実現のための取組などにより自立した運営ができるよう、県として必要な指導・助言、支援をしていく。					
具体的な取組内容	(令和 4 年度 2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	目標
1 普及啓発の推進【出資法人】 ブックレットをはじめとする糸賀思想を普及啓発する資料や研修プログラムを活用した研修の実施を働きかける。	ブックレットや研修プログラム等を活用した啓発・P R 研修がヒュームや啓発資料の検討				次期経営計画 に基づく取組の 実施	(令和 7 年度(2025 年度)末の目標) ○糸賀一雄記念未来賞応募数 20 件 ○高校生・大学生の研修受講者数 累計 180 人 ○共生社会フォーラムの新規開催地数 累計 40 都道府県 ○共生社会フォーラムの新規共催団体数 累計 150 団体 ○「福祉支援部」賛成者数 累計 1,000 人 ○個人の賛助会員数 185 人 ○企業等福祉分野以外団体の賛助会員数 40 団体 ○県の出資比率 33.3% ※上記の目標は、令和 2 年度(2020 年度)に策定された当法人の中期経営計画に基づく。
2 表参事業の推進【出資法人】 糸賀一雄記念賞・記念未来賞の授与にふさわしい応募者の拡大に取組む。	ホームページ等による P R の推進 応募書類や選考のあり方など社会情勢に合わせた見直し検討				次期経営計画 に基づく取組の 実施	
3 発信力の強化【出資法人】 長寿社会福祉センター内の常設展示の充実、糸賀思想に共感する団体等との連携強化、財団ホームページ等の充実を図る。	関係団体等との連携による展示内容の充実 県内外の団体等との連携強化による糸賀思想の発信 財団ホームページの充実や広報誌発行回数等の検討				次期経営計画 に基づく取組の 実施	
4 共生社会実現のための取組の推進【出資法人】 糸賀思想を次代につなぐ人づくりに向けた研修事業に取り組み、共生社会の実現に向けてあらゆる分野との共感と連携を深める。	共生社会フォーラム研修事業等の実施 糸賀思想をあらゆる分野の方に共感・浸透させる方策の検討				次期経営計画 に基づく取組の 実施	
5 自主財源の確保と持続的な経営の確立【出資法人】 賛助会員や寄附等の拡大に努め、財政基盤を強化し、県の出資比率を引き下げる。	ブックレット活用や研修事業を通じた賛助会員、寄附の募集				次期経営計画 に基づく取組の 実施	
備考			次期経営計画の策定			